NTT東日本・西日本からの接続料規則附則第8条・第9条の 規定に基づく許可申請書抜粋

(NTT東日本)

- 6. 附則第8条及び第9条関連
- (1)電気通信事業法第38条の2第4項の機能に係る接続料について、附則第7条による接続料を平成12年度又は平成13年度に適用し、かつ、ISM交換機能に係る接続料について、平成12年度又は平成13年度から廃止した場合、中期経営改善施策実施後の経常利益に対し、平成12年度で約910億円、平成13年度で約750億円の減収影響が想定され、附則第7条による接続料の適用及びISM交換機能に係る接続料の廃止について、段階的に実施(廃止)しない場合及び平成13年4月1日までの期間で段階的に実施(廃止)する場合のいずれにおいても、附則第7条による接続料を実施し、ISM交換機能に係る接続料を廃止する年度の西日本電信電話株式会社と合算した経常利益が赤字となることから、平成14年4月1日までの期間で段階的に実施(廃止)することとしたい。

これにより、影響額は平成12年度で約590億円、平成13年度で約260億円 緩和され、各々約320億円、約490億円の減収となり、附則第7条による接続料を 実施し、ISM交換機能に係る接続料を廃止する平成14年度の西日本電信電話株式会 社と合算した経常利益が黒字になるものと予想しております。(別紙2-1、2-2参 照)

(NTT西日本)

- 6. 附則第8条及び第9条関連
- (1)電気通信事業法第38条の2第4項の機能に係る接続料について、附則第7条による接続料を平成12年度又は平成13年度に適用し、かつ、ISM交換機能に係る接続料について、平成12年度又は平成13年度から廃止した場合、中期経営改善施策実施後の経常利益に対し、平成12年度で約860億円、平成13年度で約720億円の減収影響が想定され、附則第7条による接続料の適用及びISM交換機能に係る接続料の廃止について、段階的に実施(廃止)しない場合及び平成13年4月1日までの期間で段階的に実施(廃止)する場合のいずれにおいても、附則第7条による接続料を実施し、ISM交換機能に係る接続料を廃止する年度の東日本電信電話株式会社と合算した経常利益が赤字となることから、平成14年4月1日までの期間で段階的に実施(廃止)することとしたい。

これにより、影響額は平成12年度で約560億円、平成13年度で約240億円 緩和され、各々約300億円、約480億円の減収となり、附則第7条による接続料を 実施し、ISM交換機能に係る接続料を廃止する平成14年度の東日本電信電話株式会 社と合算した経常利益が黒字になるものと予想しております。(別紙2-1、2-2参 照)